

第9章 商標登録証等の交付

I. 改正の必要性

商標登録証・防護標章登録証の交付の規定の新設は以下の理由による。

- ①近年の知的財産権の保護要請の高まり、特に著名商標の保護に見られるような商標権に対する意識が高まっており、商標登録証の交付の要望の強いこと
- ②また、商標に対する国際的な保護の要請が年々高まり現在国際的なハーモナイゼーションのため活発に国際会議等も行われていること
- ③さらに、欧米主要国の担当官庁においても商標登録の際に登録証を発行していること

以上の点から、商標法を改正して、商標登録証を交付することより商標登録証の交付に対する要望に応え、商標制度に関する意識の高まりに資すること及び国際的な制度の調和を図ることとした。

II. 改正の概要

商標登録証の交付について改正された規定は以下の通りである。

- (1) 商標登録証・防護標章登録証の交付
商標権の設定の登録、防護標章登録に基づく権利の設定の登録の際に、商標登録証・防護標章登録証を交付する。
- (2) 一定の要件を具備した場合に、商標登録証・防護標章登録証の再交付を認めることとする。

III. 商標法の改正条文の解説

1. 商標登録証等の交付規定の新設

(商標登録証等の交付)

第七十一条の二 特許庁長官は、商標権の設定の登録があつたとき、又は防護標章登録に基づく権利の設定の登録があつたときは、商標権者に対し、商標登録証又は防護標章登録証を交付する。

2 商標登録証又は防護標章登録証の再交付については、通商産業省令で定める。

本条は、商標登録証・防護標章登録証の交付の根拠規定である。

第1項では、商標登録証・防護標章登録証の交付の時期について定めており、新規に設定の登録があつたときに、登録証を交付するのである。

第2項では、再交付の場合について省令に委任する旨の規定である。本項に関連して、商標法第76条1項3号に再交付の場合には実費を勘案して定められる手数料が必要になることを新たに規定した。

本条は、特許法第28条、実用新案法第50条、意匠法第62条に相当する規定であり、交付される登録証の法的位置づけも同様である。

2. 商標法に関するその他の改正事項

(1) 商標法

◆商標法第20条（存続期間の更新登録の申請）

条文見出しについて、形式的修正を行った。

◆商標法第46条の2第2項（商標登録の無効の審判）

条文中の文言について、形式的修正を行った。

◆商標法第55条の2第2項（拒絶査定に対する審判における特則）

確認的に拒絶査定に対する審判において原査定を破棄し商標登録をすべき旨の審決をする場合につき規定した。

◆商標法第60条の2第1項（審判の規定の準用）

確認的に確定した取消決定の再審手続を規定した。

◆商標法第66条第4項（防護標章登録に基づく権利の附随性）

確認的に商標権の回復に伴う防護標章登録の効力の制限規定を規定した。

◆商標法第68条第4項（商標に関する規定の準用）

確認的に商標登録無効理由を防護標登録の無効理由に準用する際の関係を明確にした。

◆商標法第68条の2（手続の補正）

確認的に登録異議申立書の補正につき規定した。

◆商標法附則16条第2項（拒絶査定に対する審判における特則）

確認的に原査定を破棄し書換登録すべき旨の審決をする場合につき規定した。

(2) 商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号）

◆第8条（商標登録の無効の審判についての経過措置）

第1項で準用関係を明確にしたこと、及び商標法第68条第4項（商標に関する規定の準用）との関係で第3項を削除した。

◆第14条（更新登録の申請に関する規定の準用）

条文中の文言について、形式的修正を行った。

(3) 特許法・実用新案法

◆特許法第41条第2項（特許出願等に基づく優先権主張）

◆実用新案法第8条第2項（実用新案登録出願等に基づく優先権主張）

確認的に商標権と特許権（実用新案権）との抵触関係につき規定した。